

令和8年度

奥尻町創業・雇用拡大補助金 公募要領

【当初公募】

(特定有人国境離島地域社会維持推進交付金 -雇用機会拡充事業-)

特定有人国境離島



利尻・礼文
奥尻島
佐渡
船倉島
伊豆諸島南部地域
隠岐諸島
見島
対馬
老岐島
五島列島
甌島列島
三島
吐噏喇列島
屋久島
種子島

特定有人国境離島とは？
日本の領海などにおける
海洋活動の保全のため、
特に重要であるとされる
国境にあたる71の離島のこと

特定有人国境離島地域*における民間事業者等の雇用拡大に伴う、創業・事業拡大等に必要な設備資金や運転資金を支援します。

令和7年10月 北海道奥尻郡奥尻町

目 次

1. 事業目的	・ ・ ・	2
2. 募集期間	・ ・ ・	2
3. 補助対象者	・ ・ ・	2
4. 事業に関する要件	・ ・ ・	3
5. 雇用に関する要件	・ ・ ・	4
6. 事業期間	・ ・ ・	4
7. 補助対象経費	・ ・ ・	5
8. 補助対象事業の上限額	・ ・ ・	5
9. 事業計画書の作成	・ ・ ・	6
10. 審査選定	・ ・ ・	6
11. 事業実績報告書の作成	・ ・ ・	7
12. 特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金	・ ・	8
13. 応募手続き	・ ・ ・	8
別表 ～ 補助対象経費	・ ・ ・	9
提出必要書類	・ ・ ・	11

1. 事業目的

この補助金は、特定有人国境離島地域(※)である奥尻島における持続的な居住が可能となる環境の整備を図ることを目的として、雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対してその事業資金の一部を補助することにより、奥尻島における雇用機会の拡充を図ろうとするものです。

※ 特定有人国境離島地域とは、有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められる離島であり、奥尻島を含めて全国で71の離島が指定されています。

2. 募集期間

令和7年10月6日（月）～ 令和7年12月24日（水）

※ 申請書類の必着期日になりますのでご注意ください。

3. 補助対象者

補助対象者は、対価を得て事業を営む個人事業者又は法人事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものになります。

- ① 特定有人国境離島地域内において創業する者(事業を承継する者を含む。)
- ② 特定有人国境離島地域内に事業所を有する事業者であって事業拡大を行う者
- ③ 商品、サービス等の販売を目的として特定有人国境離島地域以外の地域において創業する者（以下「地域外創業者」という。）。

雇用機会拡充の実施者は、公序良俗に問題のある業種を除き、業種による制限はありません。但し、訴訟や法令順守上の問題を抱える者でなく、公的資金の交付先として、社会通念上適切と認められる者である必要があります。

創業とは、

- ・ 個人開業若しくは会社等の設立を行うこと（新規創業）
- ・ 既に事業を営んでいる者から事業を引き継ぎ、新たに事業を開始すること（事業承継による創業）※ 設備投資等を行って付加価値を向上させることが必要

事業拡大とは、

- ・ 既に事業を営んでいる者が、生産能力の拡大、商品・サービスの付加価値向上等を図るために雇用拡大、設備投資等を行うこと

4. 事業の実施要件

この補助金を受けて事業を実施する者は、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 雇用創出効果が見込まれる創業又は事業拡大であること。具体的には、それぞれの場合に応じて、以下の要件を満たすことが必要です。
 - イ) 創業の場合、事業実施後、概ね3年以内に従業員を新たに雇用し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大する成長性が見込まれるもの
 - ロ) 事業拡大の場合、売上高の増加又は付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）の増加を伴う事業拡大であって、計画期間内にその事業拡大のために従業員を雇用し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれるもの
 - ハ) 地域外創業する者の場合、計画期間内に当該事業者と直接取引のある特定有人国境離島地域の産品、サービスの生産者等の売上高の増加又は付加価値額の増加及び従業員の雇用に寄与し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれるもの
- ② 本事業終了後に売上高の増加又は付加価値額の増加が図られる蓋然性が高い事業性を有するものであること。
- ③ 創業又は事業拡大に要する事業資金について、自己資金又は金融機関からの資金調達が十分に見込まれること。

（留意事項）

- ・ ビジネスベースで成立する事業の事業資金を補助対象とするものであり、交付金を充当してどのように対価を得て事業を営むか（ビジネスモデル）が不明確な単なる施設改修、設備費等は対象外となります。また、国・道・町が実施すべき事業や、行政からの他の補助金、業務委託等によって業務を行う事業は対象外です。
- ・ 補助金の交付決定日以降の創業又は事業拡大が補助対象事業となります。町からの交付決定後に、新規の雇い入れや機器・設備の導入を行わなければなりません。交付決定前に雇い入れた従業員の人件費や購入・借入した物件費は、全て補助対象外となりますので、ご注意ください。
- ・ 同一の事業者が複数の申請をすることはできません。

5. 雇用に関する要件

この補助金は、奥尻島における雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う事業者への支援を行うものです。雇用に関する要件については、以下のとおりです。

なお、補助金による助成終了後も、雇用が継続しているかどうか確認するため、賃金台帳の確認、雇用保険加入の状況の確認、従業員の個人的な連絡先の把握等により、モニタリングを行います。

- ① 計画期間中に一週間の所定労働時間が20時間以上の従業員を常用雇用[※]し、計画期間終了後もその雇用を継続して頂く必要があります。(所定労働時間が週20時間以上の常用雇用者を雇用人数の最小単位として計算して下さい。これ未満の雇用者は、1名とカウントしません。)

※常用雇用とは、事業所に常時雇用されている人をいいます。期間を定めずに雇用されている人又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人をいいます。

- ② 創業の場合は、特定有人国境離島地域に居住して創業する場合には、自らを「雇用」とみなすことができます。
- ③ 冬季間に閉業する宿泊施設など季節要因等による閉業期間がある場合には、その期間は雇用を継続すべき期間から除くことができます。
- ④ 事業採択日以前に雇用した従業員は、「新たに雇用した者」には該当しません。
- ⑤ 雇用した者が退職、解雇等となった場合については、速やかに別の者を雇用する必要があります。
- ⑥ この補助金は、地域社会を維持することを目的としていますので、事業期間終了後も継続して雇用することが求められます。事業終了後に、雇用した者を直ちに解雇、雇い止め等するような計画にあっては、雇用拡充事業の対象となりませんのでご注意ください。

6. 事業期間

この補助金を受けて行う事業の期間は、原則として、交付決定日から1年間です。補助金の交付を受ける期間を1年間とする事業計画を提出してください。

7. 補助対象経費

この補助金の補助対象経費は、別表のとおりです。補助対象経費は、事業に使用したものと明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるものに限り、事業を実施する上で、以下に留意してください。

- ① 事業を実施する上で、必要不可欠なものに限定してください。
- ② 事業採択日以前に契約した又は支出した経費は、補助対象経費に含めることはできません。
- ③ 単なる老朽化した施設や設備の更新等は対象となりません。
- ④ 不動産、自家用車その他の個人・法人の資産形成につながるもの及びパソコン、電話、FAX、タブレットその他の汎用性が高く、事業に直接必要かどうか判別が不明確な物品は対象となりません。
- ⑤ 短期間しか使用しないもの等、レンタル等で対応の方が合理的であると考えられるものは設備の設置・購入ではなく、リース・レンタルで対応して下さい。
- ⑥ 国や北海道等の他の補助事業により補助対象となっている経費については対象となりません。
- ⑦ 事業を行うための経費のうち、機器・物品の購入や外注費など消費税（及び地方消費税）が含まれることが明らかな場合、その税額を除いた額が補助対象となりますので、税抜価格を補助対象経費として算定してください。

8. 補助金の額

補助対象経費に対する補助金の額は次のとおりです。

補助対象経費	補助金の額
600万円未満	補助対象事業費×3/4 (1円未満の端数は切捨て)
600万円以上	450万円

9. 事業計画書の作成

事業実施者は、地域社会維持推進交付金事業計画書に事業内容や資金計画などを記載するとともに、以下の内容について記載して提出して下さい。

1) 業績評価指標の設定

本事業では、事業の効果を測り、早期の自立化を促す観点から、補助金交付決定後3年後まで（これより長い計画期間で事業を実施する事業については、計画期間の終期まで）以下のいずれかの項目を業績評価指標として設定の上、成果目標を定めて計画を作成して頂きます。

- ① 付加価値額（営業利益、人件費、減価償却費の合計額）
- ② 経常利益（営業利益及び営業外利益の和から営業外費用を控除したもの）
- ③ 売上高

2) 北海道計画との整合

北海道では、特定有人国境離島地域における地域社会の維持を目的として、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）第4条に規定する国の基本方針に基づき、同法第10条に規定する道計画が平成29年10月に策定されました。

この道計画には、道内対象地域における雇用機会の拡充を図るための施策に関する事項が含まれており、今回の補助金で採択する事業内容（地域での雇用拡大に関する方向性）について、道計画と沿った取組がなされているかどうかを審査・評価することとしています。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/tokuchi/ritou/kokkyouritou/doukeikaku.htm>

10. 審査選定

応募者からの事業計画等の提出書類（13. 応募手続き参照）の申請を受けて、「4. 事業の要件」「5. 雇用に関する要件」に関する適合性について1次審査（形式的な要件確認）を行った上で、奥尻町において審査選定委員会を開催し、雇用創出効果が高く、かつ、事業性、成長性、継続性が見込まれるかどうかを審査し、最終的に、町長が事業採択を行います。

審査は、以下の観点から審査を行い、採択の可否を書面で通知します。

① 雇用創出効果

事業計画に記載された雇用が確実に確保される見込みがあるとともに、事業計画期間終了後も、継続して雇用がなされ、さらに拡大していく見込みがあること。また、事業実施に必要な人員の確保に目途が立っていること。

3人以上常用雇用がなされる事業が優先的に採択することとしますが、これ以外であっても、地域性（地域の歴史、文化等に根差しており、哲学、ストーリーが語り得る可能性がある等）があり、以下に掲げる事業性、成長性、継続性が特に見込まれるものについても採択します。

② 事業性、成長性、継続性の判断

イ) ターゲットとする顧客や市場が明確で、商品、サービス、又はそれらの提供方法に対するニーズを的確に捉えており、事業全体の収益性の見通しについて、より妥当性・信頼性があること。

ロ) 商品やサービスのコンセプト及びその具体化までの手法やプロセスが明確となっていること。事業実施に必要な人員の確保に目途が立っていること。販売先等の事業パートナーが明確になっていること。

ハ) 補助金による助成期間終了後も事業が継続され、売上高、付加価値額、経常利益が増加していく蓋然性が高いこと。補助金による経費負担がなくなると、事業継続や生産能力の維持ができないような事業ではないこと。

③ 資金調達の見込み

事業を進めるにあたって、必要な事業資金が確保されている必要があります。自己資金相当額に加えて、補助金が交付されるまでの事業資金についても十分に調達が見込まれていることが必要です。

事業計画書の2事業内容の資金計画の補助金交付相当額の手当手法については確実に記載してください。

1 1. 事業実績報告の作成

採択された事業実施者は、事業実施期間を含めて3年間（これより長い計画期間で事業を実施する事業については、当該計画期間の終期まで）の事業実施状況について事業実績報告書に記載し、報告する必要があります。

12. 特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金

この補助金に採択された場合、補助金が実際に支払われるのは、設備等の設置を確認した後の精算払になります。それまでの間は、自己資金にて事業を実施する必要がありますので、十分にご留意下さい。

なお、国（内閣府）では、本補助金と併せて、別途、利子補給事業（特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金）により、下記の金融機関から最大2%の利子補給による低利融資が最長5年間受けられる可能性があります。ご利用を検討される方は、下記の金融機関までご連絡ください。

道南うみ街信用金庫 奥尻支店（Tel: 01397-2-2525）

- ※ 国の利子補給制度が適用となる借入額は、7,200万円が上限となります。
- ※ 融資にあたっては、所定の金融審査があります。補助金の採択のみをもって、必ず希望どおりの借入が可能となるものではありませんので、留意願います。
- ※ 創業者の場合、国の利子補給に加えて、信用保証協会付きの融資については、町の保証料補助が受けられますので、あわせてご相談ください。

13. 応募手続き

雇用機会拡充事業の申請書類や手続きは以下のとおりです。

(1) 提出書類

- ・別紙【提出必要書類】を参照願います。

(2) 提出先

- ・〒043-1498 北海道奥尻郡奥尻町字奥尻 428 番地 2
奥尻町産業振興課 商工観光係

(3) 提出方法

- ・直接持参または郵送により提出願います。

○照会先

〒043-1498 北海道奥尻郡奥尻町字奥尻 428 番地 2
奥尻町産業振興課 商工観光係

電 話：01397-2-3406（係直通）

FAX：01397-2-3139

別表 雇用機会拡充事業の対象経費

対象経費	経費内容
設備費	<ul style="list-style-type: none"> ・創業又は事業拡大に必要な機械、装置、器具、備品その他の設備の設置・購入費、リース・レンタル費（設置、据付工事を含む） ・上記設備を格納する簡易な倉庫、納屋等の工事費 ・上記設備導入に伴って必要となる解体・処分費用 <p>注) 中古品については、価格設定の適正性が明確なものに限ります。</p> <p>注) 売上増加につながらない単なる老朽化設備・施設の更新は対象になりません。</p> <p>注) 土地・建物の取得、新築、自家用車の購入その他個人又は法人の資産形成につながる経費は対象になりません。</p>
改修費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の用に供する建物および建物附属設備の改修費（建物と住居等が明確に分かれているものに限る。） <p>注) 土地・建物の取得、新築、自家用車の購入その他個人又は法人の資産形成につながる経費は対象外</p>
広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ・広告掲載費、ホームページ、パンフレット、DM製作・配布・郵送費 ・商品の販路拡大、プロモーション、マーケティング等の販売促進費（調査費、出店料、外注費、専門家等への謝金、旅費等）
店舗等借入費	<ul style="list-style-type: none"> ・創業又は事業拡大のために新たに借り入れする場合の事務所・事業所の賃料、店舗（物販店舗、飲食店等）のテナント料（店舗と住居等が明確に分かれているものに限る。）
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・創業又は事業拡大に必要な従業員の給与、賃金（事業拡大の場合には、新たに雇用する者に係るものに限る。） ・創業・事業拡大に伴って新たに雇用するパート・アルバイトの賃金（事業拡大の場合には、事業拡大に伴って新たに雇用する者に限る。）

	<ul style="list-style-type: none"> ・給与・賃金は1人あたり常勤雇用の場合は、月額35万円、非常勤雇用の場合は、月額20万円、パート・アルバイトは日額8千円/人を上限とする。 <p>注) 代表者、役員(創業者、雇用主等)及びその親族(生計を一にする三親等以内)に対する人件費は対象となりません。</p>
研究開発費	<ul style="list-style-type: none"> ・商品又はサービスの研究開発に係る経費(市場調査費、試作品の製作費、委託・外注費、専門家等へ謝金、旅費等)
島外からの事務所移転促進費	<ul style="list-style-type: none"> ・離島外から離島への事業所移転・引越し経費、従前の事業所の原状回復費その他移転を促進するための諸経費
従業員の教育訓練経費	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の資格取得(小型船舶免許、クレーン技師等の離島で取得できないもの)・研修・講習受講にかかる経費(創業又は事業拡大に直接必要なものに限る。) <p>注) 求職者の人材育成にかかる経費や、創業・事業拡大に伴わない教育訓練費は対象になりません。</p>

【提出必要書類】

申請書類	部数
1. 地域社会維持推進交付金事業計画書	原本 1部 写し 12部
2. 奥尻町創業・事業拡大補助金事業計画認定申請書（別記様式1）	原本 1部
3. 1. 2を記録した電子媒体（CD-R）	原本 1部
4. 補足資料（計画書の内容を補足する資料があれば、必要に応じて添付して下さい。）	原本 1部 写し 12部

添付書類		部数
創 業	○住民票（発行後3か月以内のもの）	それぞれ 原本 1部
	○開業届（交付決定後に提出して下さい。）	
	○廃業届（事業承継の場合に限り、交付決定後に提出して下さい。）	
事 業 拡 大	【個人事業主の場合】	
	○住民票（発行後3か月以内のもの）	原本 1部
	○直近の確定申告書一式（税務署受付印のあるもの）	写し 1部
	○事業所別被保険者台帳照会 （公共職業安定所に台帳照会の申請が必要です。）	写し 1部
	【法人の場合】	
	○履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のもの）	原本 1部
	○直近の確定申告書（税務署受付印のあるもの）	写し 1部
	○直近の決算書（貸借対照表、損益計算書）	写し 1部
	○直近の事業報告書、貸借対照表（NPO等の場合）	写し 1部
	○事業所別被保険者台帳照会 （公共職業安定所に台帳照会の申請が必要です。）	写し 1部